

Fグループ（火災）保険のご案内

Total assist「住まいの保険」

大口団体割引

10%
適用

ポイント
1

お勤め先の団体扱で契約すれば大口団体割引10%*適用。

* 大口団体割引10%は保険期間の始期日が令和1年12月1日から令和2年1月30日までの契約に適用されます。割引率は毎年の団体の契約件数により見直されます。大口団体割引は地震保険には適用されません。〈団体扱契約に関するご注意〉退職等により給与の支払いを受けなくなった場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

ポイント
2

家財の補償、大丈夫ですか？「家財補償特約」

建物のみのご契約では家財は補償されません。別途、家財の補償を契約する必要があります。以下の事故が起こったときに損害保険金をお支払いします。

※実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



火災、落雷、破裂・爆発



風災、雹（ひょう）災、雪災*1



水災*2



水濡（ぬ）れ*3



盗難、騒擾（そうじょう）



破損等

- *1 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。
- *2 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。
- *3 給排水設備に生じた事故による水濡（ぬ）れ、または他の戸室で生じた事故による水濡（ぬ）れをいいます。

ポイント
3

「他人への賠償」「大家さんへの賠償」への備えは大丈夫ですか？

特約
(オプション)

個人賠償責任補償特約 (持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通)

日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたとき、または日本国内で受託した財物（受託品）*1を日本国内外で壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します。

国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

- *1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。



自転車で走行中、衝突し、重傷を負わせた



階下に水漏れしてしまっ

特約
(オプション)

借家人賠償責任・修理費用補償特約 (賃貸住宅にお住まいの方向け)

偶然な事故によって借戸室に損害が生じた場合に、以下の費用を補償します。なお、免責金額（自己負担額）は0円*4となります。

- ①借家人賠償責任
貸主に対する法律上の賠償費用
- ②借家人修理費用
①以外の場合で、貸主との契約に基づいて修理した費用

火事で大家さんに
弁償しなければならなくなった



- *4 借家人修理費用の破損等リスクのみ免責金額（自己負担額）が3千円となります。

被保険者（補償を受けられる方）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。団体扱のご契約者はALSOKグループに勤務し、ALSOKグループから毎月給与の支払いを受けている方に限ります。被保険者（補償を受けられる方）は、①ご契約者、②ご契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同じ。）、③ご契約者またはその配偶者の同居の親族、④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合もご契約いただけます。

家財は必要な口数だけご契約いただけます。

「1口：100万円」とし、お客様のご希望される支払限度額（保険金額）を口数で設定いただけます。事故が発生した場合には、設定した支払限度額の範囲内で実際の損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いてお支払いします。実態よりも多い口数を設定しても、保険料が無駄になってしまいますのでご注意ください。

保険料は給与から自動引き落としいたします。（保険開始月の翌々月からスタート）

現金を用意していただく手間も振込みをしていただく手間も不要です。

買い替えに必要な金額をお支払いいたします。

「時価」ではなく「新価（再取得価額）」で、保険の対象と同等のものを再取得するために要する額をお支払いいたします。

高額貴金属等*を自動補償いたします。

家財を保険の対象とした場合、高額貴金属等が1事故あたり合計100万円まで、明記しなくても自動的に補償されます。

* 高額貴金属等とは「貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの」をいいます。高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

簡単手続きで
充実補償

4つの
特徴

2019年10月改定により

T/A住まいの保険の特約が新設されました！

1. 特定設備水災補償特約（浸水条件なし）

「水災*による損害の程度*」にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備や、充電・発電・蓄電設備（エネファーム、太陽光発電システム等）、給油設備（エコキュート等）などの特定の機械設備について、1事故あたり支払限度額（保険金額）を限度に、水災によって生じた損害を補償する特約を新設します。支払限度額（保険金額）は、50万円、100万円、150万円からお選びいただけます。

*1 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等をいいます。

*2 トータルアシスト住まいの保険の水災の補償では、「水災による損害の程度」が一定の条件*3に該当しない場合、補償の対象となりません。

*3 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合をいいます。

※水災によって本特約の保険の対象に損害が生じた場合、支払限度額（保険金額）を限度に特定設備水災補償保険金をお支払します。ただし、普通保険約款において水災による損害保険金をお支払する場合を除きます。

2. ホームサイバーリスク費用補償特約の新設

住宅内のネットワーク構成機器・設備（パソコン・IoT機器*4等）が、不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対応するために負担した修理費用やデータ復旧費用等を補償する特約を新設します。また、本特約をセットする場合は住まいのサイバーアシストをご利用いただけます。



*4 IoT機器とは、インターネットに接続された機器をいいます。

補償	セキュリティ事故対策費用	情報機器等修理費用、データ復旧費用等を補償します（1事故あたり30万円または50万円限度）。
	再発防止費用	弊社が提携会社を通じて、再発防止メニュー*5をご提供します（1事故あたり3万円限度）。 *5 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、補償の対象となります。 ※セキュリティ事故対応費用が支払われる場合に、補償の対象となります。
付帯サービス	住まいのサイバーアシスト	インターネット等のサイバートラブルに関する電話相談サービスや、パソコンのマルウェア（不正なプログラム）のリモート駆除サービスを無料でご利用いただけます。 ※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

3. 弁護士費用特約（日常生活・自転車事故型）*6の新設

歩行中に後ろから自転車に追突されてケガをしたケースや、他人の車に自宅の塀を壊されたケース等、被害事故（自動車事故を含みます。）にあった場合に、相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用または法律相談費用を補償する特約を新設します。（1事故について補償を受けられる方1名あたり、300万円を限度にお支払いします。）。



*6 弁護士医用等補償特約（日常生活）のペットネームです。

【取扱代理店】ALSOK保険サービス株式会社 Fグループ担当（井上）

電話：0120-88-6891（平日9:00～18:00）内線：81852-240

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第三部都市開発室